

宮労発基0426第8号
令和5年4月26日

関係団体の長 殿

宮城労働局長
(公印省略)

フォークリフトの定期自主検査指針（労働安全衛生規則
第151条の21の自主検査に係るもの）等の公表等について

平素より労働行政に格別の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第45条第3項の規定に基づき、フォークリフトの定期自主検査指針（労働安全衛生規則第151条の21の自主検査に係るもの）、ショベルローダー等の定期自主検査指針（労働安全衛生規則第151条の31の自主検査に係るもの）、不整地運搬車の定期自主検査指針（労働安全衛生規則第151条の53の自主検査に係るもの）、車両系建設機械の定期自主検査指針（労働安全衛生規則第167条の自主検査に係るもの）及び高所作業車の定期自主検査指針（労働安全衛生規則第194条の23の自主検査に係るもの）が改正され、令和5年3月31日から適用されることとなりました。指針改正の趣旨等は下記のとおりです。

つきましては、貴殿におかれましては、上記改正の趣旨を御理解いただき、傘下会員、関係事業場等に対して、指針の周知等に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、指針の内容等につきましては、厚生労働省ホームページ
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku-chosei/seisaku/kouji/index.html>
の令和5年3月31日欄にそれぞれ掲載しておりますので参照願います。

記

1 趣旨

これらの指針は、技術革新によって構造が変化した機械の検査が困難な場合等があることに伴い、これらの機械を含めた定期自主検査の適切かつ有効な実施を図るため、定期自主検査の検査項目、検査方法及び判定基準等を改めたものである。

2 改正の内容

(1) 電子制御式のエンジンに対応する測定方法の追加

電子制御式のエンジンについては、エンジン等に取り付けられたセンサーからの情報によりエンジンの状態を制御していることから、異常を示すモニター表示の有無等により良否判定を行うよう、検査方法を追加した。

(2) 燃料噴射装置の検査方法の見直し

最新機器では、ディーゼルエンジン燃料噴射装置のノズル部に不良があつた場合に、噴射圧力が調整されたノズルチップ（燃料噴射部分の部品）が内蔵されているノズルアッセンブリ（燃料噴射装置を構成する部品を組み立てたもの）ごと交換をしているため、ノズルアッセンブリ全体を交換する場合は噴射圧力測定を行わないこととするよう見直した。

(3) かじ取り車輪等の検査方法の見直し

かじ取り車輪の検査について、機械が十分に旋回できる程度の広さを有した場所を確保することが困難な場合もあることを踏まえ、機械が旋回したときの軌跡の半径の測定を不要とし、ハンドルの回転角度とかじ取り車輪のかじ取り角度との関係を確認する等、機械の駐車場所程度の広さであっても検査が可能となるよう検査方法を見直した。

(4) 電気式のパワーステアリング装置の検査方法の追加

電気式のパワーステアリング装置を使用するバッテリー式機械の使用が増加している現状を踏まえ、電気式のパワーステアリング装置の適正な検査を行い、バッテリー式の機械の安全性を確保するため、パワーステアリング装置用モーターのブラシの摩耗量を確認する等、電気式のパワーステアリング装置の検査方法を追加した。

(5) 駐車ブレーキの検査方法の見直し

駐車ブレーキの効き具合の検査について、20 パーセントの勾配がある場所を確保することが困難な場合もあることを踏まえ、適切な方法で制動力を確認する等、勾配を有しない場所でも検査が可能となるよう検査方法を見直した。

(6) 機械の構造の変化に伴う各種検査方法の見直し

ガソリンエンジンの冷却装置のファンベルト等の検査に当たって、緩み量等の実測を不要とし、ファンベルトの緩み、損傷等の有無を目視で確認する等、最新の機械の構造に合致した検査が可能となるよう検査方法を見直した。

3 留意事項

電子制御式のエンジン等の検査について、検査項目の状態をセンサーを用いて測定等し、モニター等に表示された情報を確認することにより検査事項の適否を適切に確認する場合であっても、労働安全衛生法第 45 条第 1 項の規定に基

づき実施する検査を適切に実施したものと認められるものであること。

4 関係通達の一部改正

(1) 平成 2 年 9 月 26 日付け基発第 584 号「検査代行機関等に関する規則の一部を改正する省令の施行について」の一部を次のように改正する。

別添を別紙 1 のとおり改める。

上記 2 (2) を踏まえ、ノズルテスターを削除すること。

(2) 平成 23 年 4 月 6 日付け基発 0406 第 3 号「労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の一部を改正する省令の施行及び関係告示の適用等について」の一部を次のように改正する。

記の第 2 の 1 の (2) を別紙 2 のとおり改める。

上記 2 (2) を踏まえ、ノズルテスターを削除すること。

別紙1

検査機器一覧

労働安全衛生法別表第2第11号の動力により駆動されるプレス機械	1 回転計 2 停止性能測定装置 3 電圧計 4 電流計 5 絶縁抵抗計 6 探傷器 7 硬さ試験機
労働安全衛生法施行令（以下「令」という。）第13条第3項第8号のフォークリフト	1 シリンダー内の圧縮気体の圧力を測定する圧力計 2 回転計 3 シックネスゲージ 4 油圧装置の圧力を測定する圧力計 5 電圧計 6 電流計 7 探傷器 8 摩擦ゲージ
令第13条第3項第9号の令別表第7に掲げる建設機械で動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるもの	
令第13条第3項第33号の不整地運搬車	
令第13条第3項第34号の高所作業車	

別紙2

(2) 登録基準（第19条の24の2の3）

申請に係る検査業者検査員研修に用いる機械器具その他の設備及び施設の数（第1項第4号）は、申請の区分に応じ、次によることとする。

区分	機械器具等
動力プレス	1 回転計 2 停止性能測定装置 3 電圧計 4 電流計 5 絶縁抵抗計 6 探傷器 7 硬さ試験機 上記1～7の検査機器の種類ごとに1以上あること。 8 ポジチブクラッチを有する動力プレス機械、フリクションクラッチを有する動力プレス機械、油圧プレス機械、スライドによる危険を防止するための機構を有する動力プレス機械のなかから2種類以上の機械を使用すること。
フォークリフト	1 シリンダー内の圧縮気体の圧力を測定する圧力計
車両系建設機械（令別表第7第1号、第2号及び第6号）	2 回転計 3 シックネスゲージ 4 油圧装置の圧力を測定する圧力計 5 電圧計 6 電流計 7 探傷器 8 摩擦ゲージ 上記1～8の検査機器の種類ごとに1以上あること。
車両系建設機械（令別表第7第3号）	
車両系建設機械（令別表第7第4号）	
車両系建設機械（令別表第7第5号）	
不整地運搬車	
高所作業車	9 それぞれ区分の機械のなかから1種類以上の機械を使用すること。